

第 6 3 号議案

桶川市下水道条例の一部を改正する条例

桶川市下水道条例（昭和 5 5 年桶川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第11条 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び <u>大腸菌群数</u> を除く。) 当該排水基準に係る数値	第11条 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び <u>大腸菌数</u> を除く。) 当該排水基準に係る数値

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。